

社会福祉法人 津田福祉会  
介護職員等処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津田福祉会（以下「法人」という。）職員給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算制度」という。）に基づき、法人の介護職員等に対し支給する介護職員等処遇改善加算金（以下「処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤又は非常勤の別を問わず、厚生労働省の定める処遇改善加算制度の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 毎月の処遇改善加算金の支給額は、処遇改善加算制度による加算見込額の範囲において、理事長が定める額とする。なお処遇改善加算金の支給額については、加算見込額から「2009年10月直前を基準とした基本給・時間給の引き上げ分（介護職員）」「2019年10月直前を基準とした基本給の引き上げ分（介護職員以外の職員）」「前述に伴う賞与増額分」「夜勤手当の増額分」「登録訪問介護員の通勤移動手当の支給分」の総額を差し引いた額を充当するものとする。

(支給の区分)

第4条 処遇改善加算金は、以下のとおりの区分に応じて支給する。

- (1) 当法人での経験10年以上の介護職員
- (2) 当法人での経験10年以上の看護職員、支援（生活）相談員、管理栄養士、事務室職員
- (3) 当法人での経験10年以下の介護職員、看護職員、支援（生活）相談員
- (4) リハビリ職員、訪問看護職員、在宅介護支援センター職員、法人事務局職員
- (5) 庶務職員、送迎職員

但し、訪問看護職員、在宅介護支援センター職員につきましては、処遇改善加算制度の対象外の事業所職員であることから、法人の持ち出しにより支給する。

(支給)

第5条 処遇改善加算金の支給は、毎月の給与と合わせて支給する。

(在籍の限定)

第6条 処遇改善加算金の支給は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(その他)

第7条 本規程の改正は、経営企画会議の議を経て理事長が行う。なお、処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和6年6月1日から施行する。